

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）中一部改正

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「少年・刑事財政基金に関する規程」の下に「（会規第八十六号）」を加える。

第二条第一項中「法律援助事業に関する規程」の下に「（会規第七十七号）」を加える。

第二条の四の次に次の一条を加える。

第二条の五 本条における弁護士等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 少年・刑事財政基金に関する規程第六条第四項に規定する罪に問われた障がい者等（以下単に「罪に問われた障がい者等」という。）の国選弁護士
 - 二 罪に問われた障がい者等の国選付添人
 - 三 罪に問われた障がい者等について刑事被疑者弁護援助事業を利用して選任された弁護士
 - 四 罪に問われた障がい者等について少年保護事件付添援助事業を利用して選任された付添人
- 2 本条における福祉専門職等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 社会福祉士
- 二 精神保健福祉士
- 三 公認心理師又は臨床心理士
- 四 更生支援の活動をしている団体（ただし、前三号のいずれかに該当する者が所属している団体に限る。）
- 五 地域生活定着支援センターの業務を受託している団体又はその職員
- 六 通訳人若しくは手話通訳者又はこれらの者が所属している団体
- 七 その他前各号に準ずる者

3 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添において、弁護士等の依頼を受けて、福祉専門職等が次の各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。

- 一 更生支援計画の策定 五万円を上限とする実費
- 二 更生支援計画の策定又は実行を目的とする次のイからホまでに掲げる活動 当該イからホまでに定める額
 - イ 弁護士等の接見又は面会への同行 一回当たり一万円
 - ロ 罪に問われた障がい者等との面会 一回当たり一万円
 - ハ 罪に問われた障がい者等の家族、関係機関等との面会及びケース会議への出席 一回当たり一万円
 - ニ 証人としての出廷 一回当たり一万円
 - ホ 通訳又は手話通訳 一回当たり一万円（ただし、国選弁護士又は国選付添人の報酬に附帯して支払われる通訳又は手話通訳の費用に掛かる部分の金額を除く。）
- 4 罪に問われた障がい者等の刑事弁護又は少年保護事件付添において、弁護士等の依頼を受けて、更生支援計画の策定又は実行に関連して、医師が次の各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。
 - 一 意見書、診断書等の作成 一通当たり五万円を上限とする実費（ただし、国選弁護士又は国選付添人の報酬に附帯して支払われる意見書、診断書等の作成費用に掛かる部分の金額を除く。）
 - 二 出張 一回当たり二万円
 - 三 相談 一回当たり二万円

5 弁護士等であった者の依頼により、福祉専門職等が第三項各号に掲げる活動を行ったとき、又は医師が前項各号に掲げる活動を行ったときは、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。ただし、弁護士等がその地位を失ってから一年以内に行われた活動に限る。

- 6 前三項（第三項第一号を除く。）に規定する補助金は、一事件につき、次に掲げる金額を上限とする。
 - 一 第三項第二号（前項の規定による場合を含む。） 合計十万円
 - 二 第四項（前項の規定による場合を含む。） 合計十万円
- 7 第三項第一号及び前項の上限は、捜査段階及び公判又は審判の段階を通算して適用する。ただし、当該事件が上級審に係属した場合は、審級ごとに適用するものとする。

8 次の各号に該当する活動が行われたときは、弁護士等又は弁護士等であった者に対する加算報酬相当分として、当該各号に定める額の補助金を本基金から弁護士会に対して支出するものとする。

- 一 第三項第一号に掲げる活動 一万円
- 二 第三項第二号又は第四項の活動 活動の個数にかかわらず一万五千元
- 三 第五項の活動 一万円

9 他の弁護士が弁護士等に就任した場合は、従前の弁護士等について第五項の規定は適用しない。ただし、刑事事件又は少年事件が上級審に係属した後に、原審の弁護士等であった者が必要に応じてこれらの活動を行う場合は、この限りでない。

第三条中「前条第一号及び第二号」を「第二条の四第一号及び第二号並びに前条第三項から第五項まで及び第八項」に改める。

附 則

1 第一条、第二条第一項、第二条の五（新設）及び第三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条の五及び第三条の規定は、令和五年四月一日以降に選任された弁護士等（改正後の第二条の五第一項の弁護士等をいう。以下この項において同じ。）及び弁護士等であった者に係る補助金の申請から適用し、同日前に選任された弁護士等及び弁護士等であった者に係る補助金の申請（ただし、同一事件で新たに同日以降に選任された弁護士等及び弁護士等であった者に係る補助金の申請は除く。）については、なお従前の例による。